　支援学級を特別支援教室化を行わないなど、教職員の負担増が起こらない措置に関する項目

小・中学校の支援学級設置については、市町村教育委員会からの設置計画をもとに、各学校における在籍予定の児童生徒の障がいの状況やその学級の状況を聞き取った上で、障がい種別に応じた学級設置の促進に努めているところ。今年度は、昨年度に比べ、小学校で２３３学級、中学校で１０３学級の増設置となっている。

今後とも、支援学級在籍児童生徒数増加の推移状況を見極めながら、子どもの障がいや学級の状況を勘案し、障がい種別による学級設置の促進を図り、教育水準の確保に努めていく。

特別支援教育体制の充実を図るなど、教職員の負担軽減に関する項目

大阪府においては、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を推進している。

支援教育の実施にあたっては、大阪が培い推進してきた「ともに学び、ともに育つ」教育がより一層されるよう、府教育委員会として、一人ひとりの障がいや学級の状況等を見極めながら、実態に即した人的配置等、国に対して十分な条件整備について要望している。

通級指導教室については、国定数を活用し、今年度、小学校で１６５教室、中学校で４８教室を設置している。

府教育委員会としましては、通常の学級に在籍するＬＤ、ＡＤＨＤ等の支援の必要な児童生徒の状況を踏まえ、今後とも、通級指導教室の増設について要望していく。

医療ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に看護師を配置するなど、当該校の教職員の負担軽減に関する項目

小・中学校に医療的ケアや医療的な見守りが必要な児童生徒が多数在籍している状況を踏まえ、平成18年度から、看護師を配置する市町村に対して、経費の一部を補助する「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を実施している。

今後とも、医療的ケアや医療的な見守りを必要とする児童生徒が安心して小・中学校へ就学し、安全な学校生活が送れるよう、看護師配置の促進に努ていく。

特別支援学級は障がい種別の学級設置をするなど、教職員の負担軽減に関する項目

支援学級の設置については、各市町村教育委員会からの設置計画をもとに、支援学級入級希望の児童生徒の状況を聴取し、実態に応じた設置の促進に努めているところ。

今後とも、学校教育法81条をはじめ、各法令に則り、障がい種別による支援学級の設置の促進に努めていく。

支援学級の学級編成基準の改善など、教職員の負担軽減に関する項目

小・中学校における障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、支援学級の編制基準及び通級による指導対応のための教職員定数改善を、国に要望している。

学年別等の設置については、現行制度のもとでは困難ですが、今後とも、法令に則り作成された市町村教育委員会からの設置計画をもとに、学校ごとに在籍予定者の障がいの状況やその学級の状況を十分に聴取した上で、障がい種別による学級設置の促進に努めていく。

障がいを持った児童生徒の在籍に応じて教員の加配を行うなど、負担軽減に関する項目

支援学級の設置については、各市町村教育委員会からの設置計画をもとに、今年度は、昨年度に比べ、小学校で２３３学級、中学校で１０３学級の３３６学級を増設置している。

府教育委員会としましては、今後とも、法令に則り作成された市町村教育委員会からの設置計画をもとに、学校ごとに在籍予定者の障がいの状況やその学級の状況を十分に聴取した上で、障がい種別による学級設置の促進に努めていく。

加えて、学校教育法において、支援学校のセンター的機能が明確に位置づけられていることを踏まえ、「支援教育地域支援整備事業」では、府立支援学校がセンター的機能をより一層発揮し、支援学校リーディングスタッフが中心となり、効果的に小・中学校の支援にあたれるよう、府立支援学校に非常勤講師の配置を行ってく。

今後とも大阪府における支援教育の現状を踏まえ、市町村教育委員会とも連携しながら、一人ひとりのニーズに沿った、よりきめ細やかな子どもへの対応となるよう、教育条件の充実に努めていく。

支援学校の通学区域変更に伴って教職員の負担増とならないような措置に関する項目

通学区域割の変更にあたっては、市町村教育委員会、各支援学校の意見を伺いながら、通学バスの運行状況や通学区域割変更に伴う影響等を考慮し、必要に応じて行っているところ。

新校開校に伴う通学区域割の変更については、開校の２年前に発表し、支援学校の保護者に対しては、各校において保護者説明会を実施するとともに、地域の小・中学校の保護者に対しては、府教育委員会としては市教育委員会の協力を得て、各地域で説明会を実施するなど、不安の解消に努めていく。

支援学級に在籍する児童生徒を含めると、学級定数を超える通常学級を無くすなど、負担軽減に関する項目

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の一部改正により、平成２４年４月１日から都道府県教育委員会の定めた基準を標準として、市町村教育委員会が、学校の児童・生徒の実態を考慮して行うことになった。また、学級編制の手続きについて、あらかじめ都道府県教育委員会と協議を行う必要がなくなり、事後に届け出を行うよう制度が改正された。

これにより、学校や地域の実情に応じて学級編制を弾力化した方が、学校運営上や教育上望ましい場合には、市町村教育委員会の判断により、標準学級数に応じて配置した定数を活用した弾力的な学級編制が可能になっている。

府立高校に障がいを持つ生徒が多く在籍していることを踏まえ、専門性を持った教員や施設・設備の改善など、勤務条件の改善に関する項目

教育委員会としては、学校設定教科・科目を設定するなどの教育課程編成上の工夫や授業内容を充実するための方法について、関係課と連携しながら各学校を指導していきたい。

高等学校及び中等教育学校後期課程における特別支援学級設置については、学校教育法施行規則や公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律などの法的整備を、国に要望しているところ。

今後とも、特別支援学級・通級指導教室の設置について、府教育委員会としては、国の動向を注視しながら対応していく。

教員定数については、国の措置定数を最大限確保する中で、各学校における状況や取組みの実情等を勘案し、適切な人員措置を行っていく。

障がいのある生徒が支障なく学校生活を過ごせるよう、施設・設備の整備については、限られた予算の中ですが、エレベーター、スロープ、手すりの設置やトイレ改修等を学校及び関係課と協議のうえ計画的に実施していく。

給料の調整額廃止の撤回に関する項目

給料の調整額については、平成18年３月31日付けで、職員の給料の調整額に関する規則を改正し、３年間の経過措置を講じた上で廃止した。